

保護者のみなさんへ

「教育は不当な支配に服することなく」は、戦前の教育における過度の国家的介入を反省し、公権力による教育内容への介入はできるだけ抑制的でなければならないとする憲法と教育基本法の根本原則です。これは、2006年の教育基本法「改正」においても、変更されていません。また、思想・良心の自由は、個人の内面的精神活動の自由を絶対的に保障する憲法に規定された権利です。

国旗国歌法には尊重義務の規定はありません。しかし、「指導要領」や「改正」教育基本法の「国を愛する心」の育成のために卒業式や入学式で「国旗」を掲揚し「国歌」を斉唱することは「当たり前」であるかのような議論が文部科学省や地方議会の中で行われています。

卒業式や入学式で「国歌斉唱 一同起立！」という司会の強制があっても、自らの思想や良心にしたがって「起立しない、歌わない」選択ができることは、基本的な人権です。しかし、教育委員会は「国旗・国歌」の強制は人権侵害に当たらないとする強硬姿勢を年々強めています。東京などでは、起立しなかった教職員に対して「停職」「減給」「戒告」などの処分を乱発しています。大阪でも、昨年、「不起立」を理由とする「処分」が強行されました。

保護者のみなさん。学校は、良心に基づく「不起立」によって、子どもや保護者が不利益を受けないことを周知していますか。「国歌斉唱」への参加・不参加を自発的に決められる環境を子どもたちに保障していますか。ぜひ、子どもたちと話してみてください。また、学校に質問してみてください。

児童・生徒のみなさんへ

あなたの参加する卒業式・入学式では、壇上に「日の丸」がかかげられ、「君が代」斉唱が行われようとしています。



でも、もし、あなたがいやだと思えば、歌う義務はありません。むりやり立たせたり、歌わせたりすることは誰にもできないのです。あなたの心の中のこと、あなた自身が決めることなのです。それは、憲法と「子どもの権利条約」に守られたあなたの大切な権利だからです。大阪弁護士会も、あなたに「歌わない自由」「起立しない自由」があることを事前に説明し、思想・良心の自由を十分尊重するように、学校の校長に「勧告」しています(2005.3.10)。

卒業式・入学式に「日の丸」「君が代」が必要かどうか、これは、あなたに直接関わる問題です。どうしたいのか、自分たちの権利として学校に意見を言うことができます。

学校は、皆さんの意見を聞く機会を作らなければならないし、そこで出された意見を重視しなければならないのです。自分の意見を言うことも、「子どもの権利条約」第12条に決められた、あなたの大切な権利です。

教職員のみなさんへ

「日の丸」(国旗)は、「日の丸の赤は、じんみんの血、日の丸の白は、じんみんの骨」(栗原貞子)といわれるように、侵略戦争の旗印でした。「君が代」(国歌)は天皇の治世の永続を願う歌で、国民主権の思想に反しています。

だから大阪高裁判決(2009年9月)では「君が代という国歌が担ってきた戦前からの歴史的役割に対する認識や歌詞の内容から、君が代に対し負のイデオロギーないし抵抗感を持つ者が、その斉唱を強制されることを思想信条の自由に対する侵害であると考えたことには一理ある。とりわけ『唄う』という行為は、個人にとって情感を伴わざるを得ない積極的身体的行為であるから、これを強要されることは、内心の自由に対する侵害となる危険性が高い。したがって、君が代を斉唱しない自由も尊重されるべきである。」と述べています。

だが大阪府教育委員会は「起立斉唱」の職務命令を校長に出させ、不起立者に戒告処分(2009年：東寝屋川高)と訓告・厳重注意処分(2008年：門真三中等)を出し、憲法第19条の思想・良心の自由の保障を公然と侵しています。

大阪市教委は、「君が代」ピアノ伴奏を強要してきていますが、それには法的根拠がないので、毅然とした態度で臨めば抵抗する余地は十分にあります。

また、子どもたちに、子どもの権利条約12条の意見表明権、13条の表現の自由によって、「歌う・歌わない」「起つ・起たない」を自己決定する権利があることを伝えるべきです。

